

○農林水産省  
環境省 令第七号

愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三十九条の規定に基づき、及び同法を実施するため、  
愛玩動物看護師養成所指定規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

農林水産大臣 金子原二郎

環境大臣 山口 壯

愛玩動物看護師養成所指定規則

（趣旨）

第一条 愛玩動物看護師法（以下「法」という。）第三十一条第二号の規定に基づく愛玩動物看護師養成所（以下本則において「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

（指定の申請手続）

第二条 養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（地方公共団体の設

置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の機械器具、模型及び図書の目録
- 十 臨床実習を行う実習施設の名称、位置及び開設者又は設置者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要（施設別に記載したもの）

十一 申請の日の属する学年度の収支予算並びに当該学年度及び翌学年度の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号に掲げる施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者又は設置者の承諾書を添えなければならない。

(変更の承認及び届出)

第三条 都道府県知事の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするときは、都道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の実習施設の変更の承認の申請について準用する。

3 指定養成所の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入所定員に関する事項を除く。）に変更があったときは、一月以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

(養成所の指定基準)

第四条 法第三十一条第二号の養成所の指定基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表に定めるもの以上であること。
- 四 別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は獣医師若しくは愛玩動物看護師又はこれと同等以上の学識経験を有する者である専任教員であること。
- 五 専任教員のうち少なくとも一人は、免許を受けた後法第二条第二項に規定する業務を五年以上業として行った愛玩動物看護師であること。
- 六 一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下であること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上の支障のない場合は、この限りでない。
- 七 適当な広さの実習室を有すること。

- 八 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。
- 九 臨床実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 前号の実習施設として利用する施設は、実習用設備として必要なものを有するものであること。
- 十一 専任の事務職員を有すること。
- 十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

(報告)

第五条 指定養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に次に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 当該学年度の学年別学生数
- 二 前学年度における教育実施状況の概要
- 三 前学年度の卒業生数

(報告の徴収及び指示)

第六条 都道府県知事は、指定養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、指定養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備、管理の方法、維持経営の方法その他が適当でないと認めるときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第七条 指定養成所が第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、都道府県知事は、指定養成所の指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請手続)

第八条 指定養成所について、都道府県知事の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときは、その者に対する措置

(国の設置する養成所の特例)

第九条 国の設置する養成所については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二条第一 項	設置者	所管大臣
<p>（地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ</p>	<p>（地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ</p>	<p>（第一号及び第十一号を除く。）を記載した書面をもって都道府県知事に申し出るものとする</p>
<p>第二条第二</p>	<p>申請書</p>	<p>書面</p>

項	第六条第一	項	第三条第一	項	第三条第二	項	第三条第三	項	第三条第一
	設置者又は長	設置者 報告しなければならぬ	設置者 届け出なければならぬ	設置者 前条第一項第一号から第三号まで	設置者 承認の申請	設置者 申請し、その承認を受けなければならぬ	設置者 前条第一項第二号若しくは第三号	設置者 協議	設置者 協議するものとする
	所管大臣	所管大臣 通知するものとする	所管大臣 通知するものとする	所管大臣 前条第一項第二号若しくは第三号	所管大臣 協議	所管大臣 協議するものとする	所管大臣 通知するものとする	所管大臣 協議	所管大臣 協議するものとする

第六條第二 項	設置者又は長	所管大臣
	指示	勧告
第七條	第四條に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前條第二項の規定による指示に従わないとき	第四條に規定する基準に適合しなくなったとき
第八條	設置者	所管大臣
	申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ	書面をもって都道府県知事に申し出るものとする

附 則

(施行期日)

第一條 この省令は、法の施行の日（令和四年五月一日）から施行する。ただし、附則第五條の規定は、公布の日から施行する。

(養成所の指定基準の経過的特例)

第二条 第四条第一項第五号の規定は、令和十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

(受験資格の特例に係る養成所の指定基準)

第三条 法附則第二条第一号ハ及びニの養成所の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、附則別表に定めるもの以上であること。

四 附則別表に掲げる各科目を教授するのに適当な数の教員を有すること。

(準用)

第四条 第二条第一項、第六条第一項、第七条及び第八条の規定は、法附則第二条第一号ハに規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「(地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。)」とあるのは「(第七号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、第七条中「第四条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者

若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないとき」とあるのは「附則第三条に規定する基準に適合しないことが明らかとなったとき」と、第八条中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第五条から第八条までの規定は、法附則第二条第一号二に規定する養成所について準用する。この場合において、第二条第一項中「（地方公共団体の設置する養成所にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）」とあるのは「（第八号から第十号までに掲げる事項を除く。）」と、第三条第一項中「若しくは同項第八号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる実習施設を変更しようとするとき」とあるのは「を変更しようとするとき」と、第七条中「第四条」とあるのは「附則第三条」と読み替えるものとする。

（施行前の準備）

第五条 法第三十一条第二号に規定する愛玩動物看護師養成所並びに法附則第二条第一号ハ及びニに規定する養成所の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

別表（第四条関係）

教 育 内 容		時 間 数
生命倫理・動物福祉	三十時間	
動物形態機能学	百二十時間	
動物繁殖学	三十時間	
動物行動学	三十時間	
動物栄養学	六十時間	
比較動物学	六十時間	
動物看護関連法規	十五時間	
動物愛護・適正飼養関連法規	十五時間	
動物看護学概論	三十時間	
動物病理学	三十時間	

動物薬理学	六十時間
動物感染症学	九十時間
公衆衛生学	六十時間
動物内科看護学	九十時間
動物外科看護学	六十時間
動物臨床看護学総論	三十時間
動物臨床看護学各論	百二十時間
動物臨床検査学	三十時間
動物医療コミュニケーション	三十時間
愛玩動物学	六十時間
人と動物の関係学	三十時間
適正飼養指導論	六十時間

附則別表（附則第三条関係）

動物形態機能学	教 育 内 容	時 間 数
	動物生活環境学	三十時間
	ペット関連産業概論	三十時間
	動物形態機能学実習	三十時間
	動物内科看護学実習	百二十時間
	動物外科看護学実習	九十時間
	動物臨床看護学実習	六十時間
	動物臨床検査学実習	六十時間
	動物愛護・適正飼養実習	六十時間
	動物看護総合実習	百八十時間
	動物形態機能学	千六百五十時間

動物繁殖学	動物病理学	動物薬理学	動物感染症学	動物看護学概論	動物医療関連法規	公衆衛生学	人間動物関係学	動物福祉・倫理	動物行動学	伴侶動物学	産業動物学

実験動物学	野生動物学	動物内科看護学	動物外科看護学	動物臨床看護学総論	動物臨床看護学各論	動物臨床栄養学	動物臨床検査学	動物医療コミュニケーション	動物形態機能学実習	動物内科看護学実習	動物外科看護学実習

動物臨床看護学実習	動物臨床検査学実習	動物看護総合実習